

障 発 第 0404001 号
平成 17 年 4 月 4 日
一部改正 障 発 第 1218003 号
平成 19 年 12 月 18 日
一部改正 障 発 0820 第 5 号
平成 24 年 8 月 20 日
一部改正 障 発 1226 第 4 号
平成 26 年 12 月 26 日
一部改正 障 発 0414 第 1 号
平成 27 年 4 月 14 日
最終改正 障 発 0510 第 3 号
令和 3 年 5 月 10 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害児入所施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について

障害児の福祉の増進については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、近年、虐待により障害児施設に入所する児童が増えていること、及び障害の重度化・重複化への対応が求められていることから、今般、別紙のとおり「被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

(別紙)

被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費実施要綱

1. 目的

本加算費は、虐待を受けて障害児施設に入所する児童又は重度重複の障害をもった措置児童等に対し、よりきめ細かな支援が行えるよう、必要な職員の配置等施設のニーズに応じた一層の支援体制の充実を図り、もって、障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 被虐待児受入加算費

(1) 対象児童

本加算費の対象となる措置児童は次の①又は②に該当するものであること。

ただし、本加算費の適用は1人の児童につき、1回限りとし、他の施設において、すでに加算（「被虐待児受入加算費について」（平成16年5月17日雇児発第0517001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による被虐待児受入加算を含む。）の対象となっていた児童については、原則として加算は行わない。

- ① 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む。以下同じ。）に入所する措置児童であって、児童相談所において施設入所の主な理由が虐待である児童及び施設入所の主な理由ではないが虐待を受けていたことが児童相談所の児童票により明らかな児童。
- ② 施設入所当初は本加算費の対象となっていない児童であって、その後の入所期間中において、過去に虐待を受けていたと児童相談所において認められた児童。

〔注〕 ここでいう被虐待児とは、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条にいう「虐待」に該当する児童を指し、本加算費の対象は18歳に満たない者を対象とする。

(2) 適用期間

本加算費の適用期間は次の①又は②によるものであること。

- ① 施設入所段階で本加算費の対象となった児童については、入所後1年間を適用期間とする。
- ② 施設入所後に本加算費の対象と認められた児童については、児童相談所が認めた月から1年間を適用期間とする。

なお、本加算費の対象となった児童が、適用期間中に他の施設への入所の変更を行った場合には、(1)のただし書きにかかわらず、入所の変更後の施設において、入所の変更前の施設の残余期間について適用できることとする。

ただし、虐待を受けた児童については特に安定的な環境の下での職員との信頼関係の構築及び愛着の形成が必要であることから、児童相談所は児童が1年を経ずに他の施設へ入所の変更となることのないよう予め必要な配慮を行うこと。

3. 重度重複障害児加算費

本加算費の対象となる措置児童等は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の別表 2 に定める重度障害児支援加算費の対象児童等であって、以下の(1)又は(2)に該当する児童等であること。

なお、加算費の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴かなければならない。

- (1) 福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。）に入所する児童等であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）（以下「視覚障害等」という。）のうち 3 以上の障害を有する児童等であること。
- (2) 主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設に入所する児童等であって、視覚障害等のうち 2 以上の障害を有する児童等であること。

4. 加算費の使途

本加算費は、被虐待児又は重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、それぞれの加算費の目的に従って支出するものとする。

5. 経費

本加算費については、交付要綱に定めるところにより支弁するものとする。